

茨城県報

号外第7号

平成5年2月4日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 土地改良区の設立の認可(農地管理課)..... 1
- 道路の区域の変更(2件)(道路維持課)..... 1
- 道路の供用の開始(3件)(")..... 2
- 土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所)..... 3
- 土地改良事業の適当決定(4件)(")..... 5

(公安委員会)

- 緊急自動車の指定及び指定取消し..... 7

(大規模小売店舗審議会)

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(2件)..... 7

公 告

- 都市計画の図書の縦覧(9件)(都市計画課)..... 9

告 示

茨城県告示第112号

北茨城市に事務所を置く木皿川流域土地改良区の設立を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により平成5年1月25日認可したから、同条第3項の規定により公告する。

平成5年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成5年2月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤代板戸井岩井線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡守谷町大字大木 字観音前1018番1地先から	旧	メートル 最大 14.5 最小 8.1	メートル 425.0	
北相馬郡守谷町大字大木 字神田ヶ入196番2地先まで	新	最大 18.4 最小 13.5	425.0	現道拡幅

茨城県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成5年2月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道 路 の 種 類 県 道

2 路 線 名 取 手 東 線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡東村大字六角大割 字大割183番1地先から	旧	メートル 最大 7.95 最小 7.95	メートル 48.0	
稲敷郡東村大字六角大割 字大割195番1地先まで	新	最大 58.0 最小 7.95	48.0	

茨城県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成5年2月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡銚田町大字畑田字出場1177番2地先から
鹿島郡銚田町大字畑田字小西1436番6地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年2月4日

茨城県告示第116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成5年2月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 藤代板戸井岩井線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡守谷町大字板戸井字滝山1840番1地先から
北相馬郡守谷町大字板戸井字前畑1749番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年2月4日

茨城県告示第117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成5年2月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 牛久市結束町502番1地先から
牛久市女化町786番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年2月8日

茨城県告示第118号

西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地の2に事務所を置く小ノ池下土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成5年2月4日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

- 1 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字大月 330 番地	理 事	吉 田 要 一	
“ “ 大字西小塙 458 番地	“	宮 田 政 昭	
“ “ “ 424 番地	“	秋 山 武 士	
“ “ “ 476 番地	“	飯 島 鎬	
“ “ “ 1074 番地	“	増 渕 庄	
“ “ “ 429 番地	“	雨 谷 市太郎	
“ “ “ 402 番地の2	“	山 口 克 美	
“ “ “ 415 番地	“	瀬 尾 信 一	
“ “ “ 421 番地	“	高 松 久 雄	
“ “ “ 397 番地の1	“	仁 平 守 男	
“ “ “ 94 番地	“	江 尻 松 男	
“ “ “ 85 番地	“	塚 田 健 一	
“ “ “ 326 番地の1	“	小 山 仁 三	
“ “ 大字磯部 136 番地	“	中 村 久 治	
“ “ “ 769 番地	“	磯 漢 松	
“ “ “ 106 番地	“	磯 紀	
“ “ 大字友部 716 番地	“	飯 田 政 一	
“ “ “ 547 番地	“	大和田 四 郎	
“ “ 大字岩瀬 229 番地の1	“	川那子 明 三	
“ “ 大字西小塙1383番地	監 事	小 池 一 彦	
“ “ “ 321 番地	“	永 田 惣 平	
“ “ 大字磯部 751 番地の1	“	備 海 都久茂	

茨城県告示第 119 号

笠間市石井 717 番地に事務所を置く大池田土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 5 年 2 月 4 日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
笠間市大橋66番地	理 事	笹 島 寅	

茨城県告示第120号

金砂郷村長成井光一郎から平成4年11月9日付けで認可申請のあった大堰地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成4年12月1日適当と決定した。

なお、関係書類は次のとおり縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

1 縦覧に供する書類

大堰地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成5年2月5日から平成5年3月5日まで

3 縦覧の場所

金砂郷村役場

茨城県告示第121号

沼前土地改良区から平成4年11月30日付けで認可申請のあった大道附地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成4年12月7日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

1 縦覧に供する書類

沼前土地改良区定款の写し

大道附地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成5年2月5日から平成5年3月5日まで

3 縦覧の場所

茨城町役場

茨城県告示第122号

玉造南部土地改良区から平成4年11月18日付けで認可申請のあった藤井地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成4年12月7日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県鉾田土地改良事務所長 海 沼 哲 雄

1 縦覧に供する書類

玉造南部土地改良区定款の写し

藤井地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成5年2月5日から平成5年3月5日まで

3 縦覧の場所

玉造町役場

茨城県告示第123号

新治郡八郷町大字上林610番地市村和枝から平成4年11月16日付けで認可申請のあった上林地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により平成4年11月26日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

1 縦覧に供する書類

上林地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成5年2月5日から平成5年3月5日まで

3 縦覧の場所

八郷町役場

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第2号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項及び第14条の2第2号の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消しを行ったので公示する。

平成5年2月4日

茨城県公安委員会委員長 小 倉 智 徳

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2720	水戸め6920	ホンダ	警察責務遂行用	茨 城 県
2721	08ー7166	ニッサン	自衛隊用（救急用）	陸 上 自 衛 隊

2 緊急自動車の指定取消し

指 定 番 号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告 示 年 月 日	告示番号	取消理由
1757	水戸88す2868	トヨタ	公益応急作業用	東京電力(株)	60.2.14	1	廃車のため

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第4号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「（1）氏名又は名称及び住所（2）事業者にあつては、その事業の種類（3）略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）（4）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成4年2月4日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

1 届出者の氏名又は名称

伊 藤 裕 二

2 届出者の住所 笠間市石井1377ー6

3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

伊藤家具センター

笠間市石井字甲ノ山2195

4 開 店 日 平成5年11月1日

5 店 舗 面 積 1,483㎡

6 主として販売する物品の種類

家 具

~~~~~  
茨城県大規模小売店舗審議会告示第5号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「（1）氏名又は名称及び住所（2）事業者にあつては、その事業の種類（3）略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）（4）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成5年2月4日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

## 1 届出者の氏名又は名称

大三紳士服株式会社

## 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

大三紳士服筑波学園店

つくば市二の宮3-16-1

## 3 現在の店舗面積

492㎡

## 4 増加しようとする店舗面積

255㎡

## 5 店舗面積を増加する日

平成5年9月5日

---

# 公 告

---

## ●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画道路の変更に伴い、東海村から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

3・5・87 石神外宿原電線

（変更する部分）

東海村大字石神内宿字寺堀、字下小路の各一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

東海村役場

~~~~~

水戸・勝田都市計画火葬場の変更に伴い、大洗町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

大洗町斎場

（追加する部分）

東茨城郡大洗町磯浜町字宮田

“ “ “ 字宮田ハザマ

“ “ “ 字サメ口

の各一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

大洗町役場

~~~~~

水戸・勝田都市計画ごみ焼却場の変更に伴い、大洗町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 大洗ごみ焼却場

(削除する部分)

東茨城郡大洗町磯浜町字宮田

“ “ “ 字宮田ハザマ

“ “ “ 字サメ口

の各一部

(2) 大洗・旭・水戸環境衛生組合ごみ焼却場

(変更する部分)

東茨城郡大洗町成田町字大堀の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

大洗町役場

~~~~~

水戸・勝田都市計画汚物処理場の変更に伴い、大洗町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

大洗・旭・水戸衛生プラント

(変更する部分)

東茨城郡大洗町成田町字大堀の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

大洗町役場

~~~~~

水海道都市計画下水道の変更に伴い、谷和原村から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

(削除する部分)

谷和原村大字西ノ台字西ノ台の全部

〃 大字小絹字西台、字前田、字米ノ城、字溜台、字上宿、字西上宿、字溜下、字向原、  
字東上宿、字南上宿、字西藏下、字蔵下、字東中宿、字西下宿の全部

〃 大字寺畑字中郷の一部

〃 大字杉下字古瀬、字大船戸、字熊ノ下の各一部

〃 大字小絹字向芦戸、字芦戸、字茶畑、字浅間裏、字浅間浦、字下川岸、字長町、字香  
取、字東下宿、字下宿、字大谷津、字向根の各一部

〃 大字筒戸字諏訪、字谷津、字馬場の各一部

〃 大字細代字島西山前の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

潮来都市計画地区計画の決定に伴い、潮来町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

水戸・勝田都市計画準防火地域の変更に伴い、水戸市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成5年2月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

水戸・勝田都市計画地区計画の決定に伴い、水戸市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 5 年 2 月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

水戸・勝田都市計画地区計画の決定に伴い、東海村から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 5 年 2 月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)